

公立大学法人京都市立芸術大学危機管理規程

(平成25年2月5日理事長決定)

(平成25年3月29日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）の円滑な業務運営に支障をきたす危機が発生した、又はそのおそれのある場合の全学的な危機管理体制について必要な事項を定めることにより、学生・教職員等及び一般市民等の安全を確保するとともに、法人の社会的責務を果たすことを目的とする。

2 法人の危機管理については、他の法令等及び法人の規程等に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生・教職員等 京都市立芸術大学の学生、法人の役員、教職員及び法人において業務を行うことを認められている者をいう。
- (2) 一般市民等 法人の施設利用者、公開講座受講者、取引業者、地域住民等、法人に関係する前号に掲げる者以外の者をいう。
- (3) 危機 学生・教職員等及び一般市民等の生命の安全及び法人の財産、社会的評価に重大な被害を与え、法人の業務に支障を与える、又はそのおそれのある事象をいう。
- (4) 危機管理 前号に掲げる危機について、事前に予防策と対応策を検討し緊急時に備えるとともに、発生時においては、被害及び影響を最小限に抑えるべく対策を講じることという。

(対象とする危機事象)

第3条 この規程において危機管理の対象とする事象は次のとおりとする。

- (1) 災害
- (2) 事件・事故
- (3) 入試に関して発生した問題
- (4) 保健・衛生上の問題

- (5) コンプライアンスに関する問題
 - (6) 情報セキュリティに関する問題
 - (7) その他、学生・教職員等及び一般市民等の生命の安全及び法人の財産、社会的評価に重大な影響を与え、法人の運営に支障を与える、又はそのおそれのある事象
- (危機管理最高責任者)

第4条 理事長は、法人における危機管理の最高責任者として、法人における危機管理業務を統括する責任を担う。

- 2 理事長が不在の場合には、副理事長が職務を代理し、この規程に基づき危機管理最高責任者として危機管理業務を遂行する。
- 3 理事長及び副理事長が不在の場合は、理事長があらかじめ指定した順序の理事が職務を代理し、この規程に基づき危機管理最高責任者として危機管理業務を遂行する。

(危機管理本部の設置)

第5条 危機管理に関する全学的な方針を決定し、重要事項を審議するために、危機管理本部（以下「管理本部」という。）を設置する。

- 2 管理本部は、次の委員をもって構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事
 - (4) 学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長
- 3 管理本部に本部長及び副本部長を置く。
- 4 本部長は理事長をもって充て、副本部長は副理事長をもって充てる。
- 5 本部長は、管理本部を代表し、会務を掌理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 管理本部は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(危機管理本部の審議事項)

第6条 管理本部は、次の事項を審議する。

- (1) 潜在する危機の把握とその予防策の立案・実施
- (2) 学生・教職員等の危機管理に関する意識及び知識の向上に関すること。
- (3) 危機管理マニュアルの作成及び変更
- (4) 緊急時の情報伝達方法の整備

(5) その他、危機管理に関すること。

(緊急危機対策本部の設置)

第7条 理事長は、危機が発生し、対策を講じるため必要と認めた場合、緊急危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置することができる。

2 対策本部は、原則として中央棟内に設置する。ただし、必要に応じて別の場所に設置することができる。

3 対策本部は、次の委員をもって構成する。

(1) 理事長

(2) 副理事長

(3) 理事

(4) その他、理事長が必要と認めた者

4 対策本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は理事長をもって充て、副本部長は副理事長をもって充てる。

5 本部長は、対策本部の業務を総括する。

6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(緊急危機対策本部の権限)

第8条 対策本部は、本部長の指揮の下、迅速かつ的確に危機に対処しなければならない。

2 学生・教職員等は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部が危機に対処する場合は、法人の他の規程により必要とされる手続を省略することができる。

(緊急危機対策本部の業務)

第9条 対策本部は次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 情報の収集・分析

(2) 対応策の検討・実施

(3) 関係者への適切な情報提供

(4) 関係機関との連携及び連絡調整

(5) 報道機関への情報提供

(6) その他、危機管理上緊急に対策が必要な事項

(緊急危機対策本部の解散)

第10条 対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

2 本部長は、前項の宣言を行った際には、直ちに前条に掲げる内容について管理本部に報告しなければならない。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、総務広報課において行う。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。